

6,545,284 円となることから、前記の補助対象事業費 30,532,000 円との差額 23,986,716 円が過大となっており、これに係る国庫補助金計 11,993,000 円が過大に交付されていて、不当と認められる。

このような事態が生じていたのは、法人において補助対象事業費の算出に当たり火災保険金を総事業費から控除することの確認が十分でなかったこと、大阪府において事業実績報告書等の確認が十分でなかったことによると認められる。

(17) 介護給付費負担金が過大に交付されていたもの

1 件 不当と認める国庫補助金 3,010,002 円

介護保険は、介護保険法(平成9年法律第123号)に基づき、市町村(特別区を含む。以下同じ。)^(注)が保険者となって、その区域内に住所を有する65歳以上の者等を被保険者として、加齢に伴う疾病等による要介護状態等に関して必要な保険給付を行う保険である。

(注) 一部の市町村は、一部事務組合又は広域連合を設けて、介護保険に関する事務を処理している。

介護保険については各種の国庫助成が行われており、その一つとして、市町村が行う介護保険事業運営の安定化を図るために、市町村に対して介護給付費負担金(以下「負担金」という。)が交付されている。

毎年度の負担金の交付額は、「介護保険の国庫負担金の算定等に関する政令」(平成10年政令第413号)等に基づき、次により算定することとなっている。

$$\boxed{\text{介護給付及び予防給付に要する費用の額}} \times \boxed{\begin{array}{c} \text{国の負担割合} \\ \left(\begin{array}{l} \text{施設等分} \quad 15/100 \\ \text{その他分} \quad 20/100 \end{array} \right) \end{array}} = \boxed{\text{交付額}}$$

各算出要素については、次のとおりとなっている。

ア 介護給付及び予防給付に要する費用の額は、当該年度に、国民健康保険団体連合会が審査決定した市町村負担分の居宅介護サービス費、施設介護サービス費、特定入所者介護サービス費等及び市町村が支払決定した高額介護サービス費、居宅介護住宅改修費等の介護給付並びに予防給付に要する費用の額から、損害賠償金等の収入額を控除した額(以下「介護給付費等」という。)とする。

イ 国の負担割合は、介護給付費等の費用の区分に応じて、次のように定める割合となっている。

(ア) 施設等分は、介護給付費等のうち、施設介護サービス費、指定施設サービス等に係る特定入所者介護サービス費、特定施設入居者生活介護費、介護予防特定施設入居者生活介護費等であり、負担割合は100分の15

(イ) その他分は、上記施設等分以外の介護給付費等であり、負担割合は100分の20

負担金の交付を受けようとする市町村は、都道府県に交付申請書及び事業実績報告書を提出して、これを受理した都道府県は、その内容を添付書類により、また、必要に応じて現地調査を行うことにより審査した上でこれを厚生労働省に提出して、同省は、これに基づき交付決定及び交付額の確定を行うこととなっている。

本院は、平成28年度から令和4年度までの間に交付された負担金について、21都道府県の87市区町村、3一部事務組合及び3広域連合において会計実地検査を行うとともに、1県の3市については、事業実績報告書等の関係資料の提出を受けるなどして検査したところ、1県の1町において次のとおり適切とは認められない事態が見受けられた。

部 局 等	補助事業者 (事業主体)	年 度	負担金交付額 千円	不当と認める負 担金交付額 千円	摘 要
(174) 広 島 県	安芸郡熊野町	平成30、 令和元	689,681	3,010	施設等分とその他分の 区分を誤っていたもの

熊野町は、平成 30、令和元両年度の負担金の交付額の算定に当たり、介護給付費等のうち特定入所者介護サービス費(施設等分及びその他分の両方を含む。)について、介護給付費等から特定入所者介護サービス費を除いた費用に占める施設等分の割合を算出し、これに特定入所者介護サービス費を乗じた額を施設等分とするなどして施設等分とその他分を区分していた。

しかし、特定入所者介護サービス費については、指定施設サービス等に係る分は施設等分に、指定施設サービス等に係る分以外の分はその他分にそれぞれ計上して区分することとなっており、同町は、集計方法を誤っていた。そして、適正な方法により施設等分及びその他分を区分したところ、国の負担割合が高いその他分が過大に算出されていた。

その結果、負担金交付額計 689,681,126 円のうち計 3,010,002 円が過大に交付されていて、不当と認められる。

このような事態が生じていたのは、同町において負担金の交付額の算定に当たり制度の理解が十分でなかったこと、広島県において事業実績報告書の審査が十分でなかったことなどによると認められる。

(18) 介護保険の財政調整交付金が過大に交付されていたもの

9 件 不当と認める国庫補助金 111,140,000 円

介護保険(前掲 207 ページの「介護給付費負担金が過大に交付されていたもの」参照)については各種の国庫助成が行われており、その一つとして、財政調整交付金が交付されている。財政調整交付金^(注1)は、市町村(特別区を含む。以下同じ。)が行う介護保険財政が安定的に運営され、もって介護保険制度の円滑な施行に資することを目的として、各市町村における介護給付等に要する費用の総額の 5 %に相当する額を国が負担して、これを各市町村に交付するもので、普通調整交付金と特別調整交付金とがある。

(注1) 一部の市町村は、一部事務組合又は広域連合を設けて、介護保険に関する事務を処理している。

普通調整交付金は、市町村間で、市町村の区域内に住所を有する 65 歳以上の者(以下「第1号被保険者」という。)の総数に占める 75 歳以上の者(以下「後期高齢者」という。)の割合(以下「後期高齢者加入割合」という。)及び標準的な所得段階の区分(第1段階から第9段階まで)ごとの第1号被保険者の分布状況(以下「所得段階別加入割合」という。)に格差があることによって生ずる介護保険財政の不均衡を是正するために交付するものである。また、特別調整交付金は、災害その他特別の事情がある市町村に交付するものであり、被災するなどした被保険者に係る保険料の減免額等を交付の対象とするものである。

財政調整交付金の交付額は、普通調整交付金の額と特別調整交付金の額とを合算した額となっており、このうち普通調整交付金の額は、「介護保険の調整交付金等の交付額の算定に関する省令」(平成 12 年厚生省令第 26 号)等に基づき、次により算定することとなっている。

$$\boxed{\text{調整基準標準
給付費額}} \times \boxed{\text{市町村ごとの
普通調整交付金交付割合}} \times \boxed{\text{(注2)
調整率}} = \boxed{\text{普通調整交付金の
額}}$$